

令和4年度第1回 大阪市建設事業評価有識者会議 会議録

- 日 時： 令和4年9月27日 10時～12時05分
- 場 所： 大阪市役所本庁舎屋上階(P1)共通会議室
- 出席委員： 北詰座長・清水委員・瀬木委員・玉岡委員・綴木委員
- 議 事

開 会	2
内 容（1）建設事業評価の今後の進め方について	2
内 容（2）大規模事業評価について	4
ア 保健所庁舎整備事業	4
内 容（3）事業再評価について	14
ア 咲洲東土地造成事業	14
イ 豊里矢田線(生野)整備事業	22
内 容（4）事業再評価対象外事業について	27
内 容（5）継続中事業の進捗状況について	29
閉 会	30

開 会

○事務局（市政改革室 吉田大規模事業リスク担当課長）

それでは定刻となりましたので、令和4年度第1回大阪市建設事業評価有識者会議を開催させていただきます。委員の皆様には、本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は本日の事務進行を務めさせていただきます。市政改革室大規模事業リスク担当課長の吉田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、委員のご紹介でございます。委員の皆様につきましては、昨年度から交代がございませんことから、お手元の次第の裏面にある配席表をもちまして、ご紹介に代えさせていただきます。なお、委員のご出席に関しましては、本日、北野委員が所用のため欠席となっております。北野委員からは、本日の会議の内容を別途事前に説明させていただいた際にご意見をお預かりしておりますが、そのご意見については座長にお預けし紹介していただくようお願いしております。

それでは、引き続きまして配付資料の確認をさせていただきます。大変多くございますので、クリップ留めごとに確認させていただきます。

まず、右肩、資料1でございますが、建設事業評価の今後の進め方についてでございます。クリップ留めの中身についてはその都度、ご紹介させていただきたいと思っております。

資料2につきましては、大規模事業評価としまして、「保健所庁舎整備事業」関係の資料一式でございます。

資料3が、事業再評価としまして、「咲洲東土地造成事業」関係の資料でございます。また、委員の皆様には別途ご参考として、港湾事業に関するパンフレット類を用意させていただいておりますので、適宜ご活用ください。

次に、資料4が事業再評価として、「豊里矢田線（生野）整備事業」関係の資料でございます。

次に、資料5が再評価対象外事業の報告案件といたしまして、「此花西部臨港緑地整備事業」関係の資料一式でございます。

資料6につきましては、報告案件としまして、「継続中事業の進捗状況」関係の資料となっております。

クリップ留めごとではございますが、資料に不足等はございませんでしょうか。

それでは議事に移って参りたいと思っております。ここからの進行は座長に引き継がさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○座長（北詰委員）

それでは今年度第1回の建設事業評価有識者会議を始めます。座長を承っております北詰でございます。

では次第に沿いまして、議事を進行いたします。

今回は議題が報告も含めて全部で5件あるのですが、まずはそのうちの「内容(1)建設事業評価の今後の進め方について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

内容（1）建設事業評価の今後の進め方について

○事務局（市政改革室 吉田大規模事業リスク担当課長）

事務局の吉田でございます。引き続きまして、「内容(1)建設事業評価の今後の進め方について」ご説明させていただきます。

お手元資料1のクリップの中の資料1-1「令和4年度建設事業評価の今後の進め方について」をご覧ください。

こちら、まず上段に、年間スケジュールを記載させていただいております。

今年度には、国庫補助事業としての国からの要請に基づく早期実施としまして、例年とは違った時期、5月20日に「阪急電鉄京都線千里線連続立体交差事業」をご議論いただいたところでございます。

これは国からの要請ということで例外的な時期に行っておりまして、本来の大阪市の予算編成過程に合わせた建設事業評価といたしましては、今回9月が第1回となっております。大阪市では、例年9月に来年度予算の概算見込と財源配分の方針が示されまして、それから11月までが財源配分の方針に基づいて実施すべき事業を固める時期でございまして、その中で、局として来年度予算を要求していくとした建設事業の事業実施・継続の方針案について、ご意見を願います。

そのため、第1回を例年9月に開催させていただきまして、第2回につきましては11月ぐらいに開催させていただき、その後、有識者会議としての意見を1月下旬頃に取りまとめて公表させていただきまして、最後、2月上旬の大阪市の来年度予算案を公表すると同時に、大阪市の事業としての対応方針を決定・公表していきたい、というように予算編成過程に沿った、建設事業評価の今後の進め方を予定しております。年間スケジュールのご説明は以上でございます。

ここで、内容(1)の中で、今年度からの継続的改善の取組みのひとつとしまして、委員のみなさまに意見聴取対象事業と現地視察行程の確認をお願いしております。

まず、意見聴取対象事業の確認につきましては、資料1-1の下段に掲載しておりますように今年度の事業評価対象事業につきましては、内規に従いまして、また、件数が少ないこともございまして、すべて意見聴取の対象とさせていただいており、意見聴取を省略する事業はございません。

今年度からの取組みということで、ここですこし補足させていただきますと、件数が多い年で、かつ、他の会議で意見聴取がされているような事業につきましては、本会議における意見聴取を省略可能とする要綱の改定を行っております。その省略する事業の案をここで私どもからご説明させていただきますが、意見聴取を省略すべき事業を含め、今年度の事業評価対象事業の調書はすべてつけさせていただきますこととし、今回を例とすると、資料1-2の一覧表、もしくは、資料1-3以降の参考として付けております調書でございますが、その調書をもとに、事務局が意見聴取を省略するとした事業の中で、会議として意見聴取すべきとする事業がございましたら、ここでご議論をさせていただき、最終的に意見聴取の対象事業の確認をしていただけたらと思っております。

なお今年度につきましては、すべて意見聴取を予定しており、回次ごとにご説明させていただきますので、資料1-2以下の調書の説明は本日省略させていただきます。

続きまして、継続的改善のふたつ目としまして、今年度から現地視察を行っております。今年度の現地視察の場所につきましては事務局といたしましては、第2回会議の対象事業にしております。淀川左岸線2期事業及び淀川南岸線を案として提案させていただきたいと思っております。また、この事業につきましては工事範囲が広く、視察にも時間を要するというところで、今年度はこの1件、並行する淀川南岸線は合わせて見ていただければかとは思いますが、基本的には淀川左岸線2期事業を対象として、第2回会議の1週間前となります11月18日にご視察いただくということで提案をさせていただきたいと思っております。この点につきましても、この内容1の中で、確認いただきましたらと思っております。

最後に、資料1-1の裏面につきましては、この建設事業評価でご議論いただく際の評価の視点について再確認のため記載させていただいております。こちらにつきましては随時ご参考にしていただけたらと思っております。

資料1の説明につきましては、以上でございます。

○座長（北詰委員）

ご説明ありがとうございました。

今の説明の中でありましたように、2点、この件に関してお諮りすべきことがございます。

1点目が、本会議で意見聴取の対象とすべき事業の確認。

それから2点目は現地視察をすべき事業の確認です。

1点目に参ります。この件に関してはご説明にありましたように、本来であれば、ここで事務局から対象外事業の概要に関して報告を受けて、我々委員が、事務局が対象外と提案した事業の中から対象とすべき事業がありましたらそれを拾い上げて、2回目以降にヒアリングするというような選択肢があります。しかしながら今年度はルール上、対象外とする事業がなく、また、年間の対象件数が少ないということがございますので、濃淡といいますかメリハリは必要ですけれども、事務局のご提案通り、すべての事業を今年度は対象とするということになるのかなと思っています。

この点につきまして、委員の先生方からご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

この件に関して、北野委員からも事務局案に対して、「了解」というご意見いただいておりますので、委員の先生皆様方から、今年度は全事業対象にするということでご了解いただいたものいたします。

続いて2点目でございます。現地視察ですね。事務局からの提案は、淀川左岸線事業と、それとセットになる淀川南岸線整備事業と合わせて2ヶ所、これを、11月18日に実施するというところでございますが、この点につきまして皆様方からご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

これにつきましても北野委員からもご了解いただいているということでございます。ですので、この有識者会議として現地視察の事務局提案を了承するという形にさせていただきます。

はい、どうもありがとうございました。

内容（2）大規模事業評価について

ア 保健所庁舎整備事業

○座長（北詰委員）

では、内容（2）に参ります。大規模事業評価「保健所庁舎整備事業」について、ご説明をお願いいたします。

○所管局（健康局保健所 寺澤副所長）

保健所副所長の寺澤でございます。よろしくお願ひいたします。座らせていただきます。

本日も説明をさせていただきます保健所庁舎整備事業につきましては、現在、保健所が中心となって新型コロナウイルス感染症対策を行っておりますが、今後も発生しうるこうした大規模な感染症に対しまして、保健所が機能的かつ迅速に対応できる組織体制を構築するために必要な施設を確保するということを目的としております。

保健所は地域保健や公衆衛生上における広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を有しております。市民の安心安全を守る施設として、重要なものでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策におきましても、保健所の機能強化が改めて認識をされたところでございます。

これまでの2年半以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症対策での経験を踏まえまして、様々な角度から調査検討を重ねて参りました。

詳しい説明につきましては、担当課長の方から資料に沿ってご説明させていただきますので、ど

うぞよろしくお願い申し上げます。

○所管局（健康局保健所 中川施設整備担当課長）

施設整備担当課長の中川でございます。よろしくお願ひいたします。

では資料に沿ってご説明を申し上げます。保健所庁舎整備事業でございます。まずは概要を説明させていただきたいと思っております。

現在庁舎整備事業の概算金額を算定しているところでございます。よって11月、次回の予定の有識者会議の方で、事業費等の精査を踏まえて、詳しいレイアウトなどをご説明させていただけたらと思っております。今日は、保健所庁舎整備事業の概要と事業の必要性を説明させていただこうと考えております。よろしくお願ひいたします。

では、表紙をめくっていただきまして1ページ目、本事業の概要の中できっかけ、なぜこのようなことの事業を行うに至ったかという話をさせていただきます。

画面の方ではですね、一つ目の文章の方を見ていただけたらと思うのですが、まず新型コロナウイルス感染症の対策拡充です。ご存知の通り新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、大阪市の方も人員強化を進めてきたところでございます。その結果、コロナ関連の事務スペースというものが分散をしてしまいました。そこで業務効率の低下が起こりまして、このままでは、今後大規模感染症対策に懸念があるという状況になっていると認識をしております。

具体的に申し上げますと、下の、今出させていただく図です。まず、これがコロナ前の状況でございます。あべのメディックスに5つの課がありまして、それと各方面に生活衛生監視事務所というものがございます。それから衛生検査所と技術研究所が1か所ずつある。これが保健所のコロナ前の当時の状況でございます。

そちらが、どうなったかといいますと、まず、人材開発センターにコロナ関連の事務室を設けました。それから、船場センタービルにあべのメディックスに5課あったものを3課と2課に分けて、それから、もともと船場センタービルにあった1つの衛生検査所に加えてコロナ関係のスペースを船場センタービルに設けております。それから、中央卸売市場業務管理棟にコロナの関係の執務スペースを設けております。ですので、あべのメディックスに5つあった課が、船場センタービルとあべのメディックスと二つに分かれてしまい、かつ、コロナの関係で言いますと、あべのメディックスと船場センタービル、それからあと人材開発センター、中央卸売市場業務管理棟の四つで分かれて今業務にあたっているということが、きっかけでございます。

こんな状況でありましたので、二つ目の文章、分散している保健所の課等の執務スペースと、一定規模の感染症対応の執務スペースを集約させる必要性を強く認識をしたところでございます。

続きまして、意思決定等のお話でございます。2ページ目では令和3年11月17日に戦略会議で決定をしている事項をご説明いたします。

戦略会議では決定事項として、1保健所と24区の保健福祉センターの体制を維持するということをご覧になっていただけたらと思っております。こちらは、保健所の体制の検討について書いているところでございます。今細かいところは申し上げますが、大阪市内で一つの保健所、24区には保健福祉センターがございますので、その体制を維持するのか、もしくは保健所を複数設置するのかどちらがいいのかということで現体制の方が良いという決定をしております。

そしてもう一つ、右側に書いております感染拡大時の緊急参集のところがございます。これがどういうものかと申し上げますと、こちらの右側の図、全市的な体制のイメージということになっております。

これはどうということかと申しますと、こちら白地で抜いているところが、保健所の通常業務を行っているのはこれぐらい。

この赤で塗っている部分が、非常時にはこれぐらい拡大される、面積割というわけではないですが、これぐらいの人になってくる必要があると。そしてこの赤になっている方々はどこから来るのかというと、右に書いていますように、区の保健福祉センターであったり、民間派遣会社であったり、健康局内、他局からなどです。この保健福祉センターであり、健康局内、他局というのは、これは市の職員です。それと真ん中の民間派遣会社の部分は委託なり派遣なりで考えるということになっております。平常時はこのぐらいのものが、非常時には膨らむということで考えていただけたらと思っております。

そして決定事項としましてはもう一つ、1ヶ所で大規模感染症や平常時の研修等の対応可能な保健所の候補としてヴィアーレ大阪を選んでおります。

次3ページ目です。新保健所に求められる要件の比較ということで、なぜヴィアーレ大阪を選んだのかということ、説明をさせていただいております。

まずこの表でございしますが、これが先ほど申し上げたような、平常時は小さいですけども、感染症拡大時はあれだけたくさん人がいろいろ来るという想定がございしますので、まとまった面積があるところの、市内中心部の所有施設につきまして、比較をいたしました。

そして要件の選定ですが、こちら、右側の要件と書いているところを見ていただけたらと思うのですが、一番が執務スペース、これが大事な要件でして、大規模感染症対応で約4,000㎡以上が必要だと。他にも二つに分かれていると申しました保健所の課がございします。そちらも入れたら6,000㎡ぐらいは執務スペースが必要になってはないかと考えました。

それから研修のスペースです。先ほど申し上げました、2ページの四角の表の赤の人が入っているところということになって参りますが、そのこの部分の研修が必要だということで2番、それから4番が交通利便性で、こちらが派遣職員の方に来ていただくことを考えていますので、派遣の集まり具合にあたり交通利便性というのは結構大きな要素だと聞いております。そういうことがあるため、中心部、そしてあと本庁舎になるべく近いところということで考えておりますので、このような要件設定をいたしました。

その結果、○×をつけていきますと、総合的にはヴィアーレ大阪が移転先の候補として決定をされた次第でございします。

続きまして、ヴィアーレ大阪とは何ぞやという話をさせていただきたいのですけれども4ページ目です。安土町複合施設の一部でございまして、平成13年にできてもう築21年の建物で、大阪市所有の福利厚生施設、ホテルがございします。それと概要はこちらを見ていただけたら写真も載っているのですが、複合施設ですのでいろいろなものが入っております。ヴィアーレ大阪の現状ですが、ホテルの客室があり、あと結婚式ができるチャペルがあり、それからホールがあり、それからこのような広い通路があり、いろいろなものがございします。

このヴィアーレ大阪につきましては大阪市内でも有効活用の検討の委託調査を実施したのですけれども、結局結論としましては市がみずから所有する方がいいだろう、貸すなど、そういうものではなく、また売却するのも難しいということですので市がみずから所有することが最適だろうと判断しまして、ホテルは令和5年、来年の2月に閉館の予定でございします。

そして複合施設の他の区分所有者なのですけれども、上の部分が、大阪市住宅供給公社の賃貸住宅、コーシャハイツ地下が機械式の駐車場、安土町複合施設地下駐車場ということになっております。

続きまして5ページ、事業内容、事業実施体制、事業スケジュールについてご説明をいたします。

事業内容は先ほど申し上げた通りです、事業スケジュールにつきましては万博前に運用開始をしたいと考えております。あとでまた理由は申し上げます。スケジュール感はこちらの通りでござい

す。

事業の実施体制でございますが、こちらにつきましては通常の公共工事のスキームを取ろうと考えております。

続きまして6ページ、事業の規模でございます。土地の面積が先ほどと同じで3,500㎡ほどございまして、建物は1階から7階で合計10,500㎡です。ただ、事務所転用が可能なのは、エントランスや広い廊下になっているところがございまして、そういうところを除きますと5,500㎡しか実際事務所に転用可能なところはないと考えております。構造は先ほど申し上げた通りでございます。事業費のところは精査中ばかりでございますが11月にはお話ができるかと思っております。現時点で分かっているところは、今行っているアスベストの調査、あと設計の基本計画と、実施設計の二つ通るところでして、金額はご覧の通りでございます。

続きまして、7ページ、保健所の概要ということでご説明をいたします。保健所はコロナの様々な対応にあたっているわけですが、設置根拠法令としまして地域保健法という法律がございます。組織としましては先ほど申し上げた5課と2つの検査所と、5つの監視事務所からなっております。

保健所設置の経過でございますが、今まで保健所がどういうふうにできたかなのですが昭和14年に初めての保健所が阿倍野区にできております。昭和35年に1区1保健所体制になりまして、平成12年からは1保健所で24保健福祉センターの体制に移行をしております。今は保健福祉センターが各区にございます。保健所はそこと連携しているところでございます。保健所設置の根拠法令、国の方の法律ですがまず昭和12年に保健所法というのができております。

それから時代から流れまして平成6年度に保健所法が地域保健法に改正をされています。これに従いまして、大阪市保健所も設置されておることになっております。

続きまして市の保健所組織です、右下の表が組織の説明になっておりまして、5つの課があります。あと人数ですが、生活衛生監視事務所に120人おり、多いということですが、これは5か所ありますので、1か所自体はそんなに多くありません。あと検査所が二つあるということになっております。

それから、保健所の役割ですが、全市を所轄して、広域的専門的拠点として、各区の地元の保健福祉センターと分担しながら、保健福祉行政を推進しているところでございます。

続いて8ページ、感染症対策についてご説明をいたします。感染症法、正式名称は、下に記載しております。本市が主体となって府と連携して実施をしているところです。古くはコレラや、スペインかぜなどは歴史的な話としてあるところですが、最近で申し上げますとこのHIVです。あとSARSなども最近ございました。そしてもちろん今のコロナです。そうした新興感染症と、あと結核やマラリアなどの再興感染症、1度減ったのですが、また出てきているという感染症もございません。

そして感染症対策の経過を簡単に書かせていただきました。古くから行っているということをお願いしたいということでございます。このような古い時代からずっと大阪市では行っておりまして、法令としますと昔は伝染病と言っておりましたけれども、伝染病予防法ができ、平成11年からは感染症法というのができて、いろいろな患者の方の人権にも配慮したような法律になっております。

直近ではですね首相が日本版CDCですね、そちらの方にも言及をしておるところでございます。

感染症対策として定められた役割につきましては下の表のように、この感染症法の枠組みの中で進めていくと、いうことにはなっております。ご参考に説明いたしました。

続きまして9ページ、本市の感染症対策の実施体制でございます。このページは左の方のこのグラフを見ていただけたらと思うのですけれども、山が二つありましてこれが第6波、第7波でござ

います。

第6波というのは今年の1月2月ぐらいの話、第7波の方が今現在の話でございませう。ですので、第5波がこの手前にある山ですけれども山の形が全く違うということがわかっていただけだと思います。それで、具体的数で申し上げますと第5波の感染者数が大阪市内では約1300人で、第6波では約7300人と、全然話が違うぐらいのレベル感になっております。これまでの感染拡大状況に応じて対応してきたのですが第6波では、第5波までの話を想定して行っていたものがもう規模が違ってしましまして、事務処理の遅れというものが多々生じておりました。そして第7波では、感染者も増えているのですけれども、従来の枠を超えて外注範囲を見直したり、あと執務スペースとして、特に中央卸売市場を今度特に拡充したりしております。またICT化や業務改善の取り組みで今の実施体制を構築しているところでございませう。

現在の実施体制の人数はご覧の通りでございませう。しかし、やはり施設が分散してしまっていることによって移動ロスが生じるなど、いろいろな弊害というのはありまして特に感染拡大期の負担が増大する懸念というのは、依然残っており、分かれていることがどうしても不安として残ってしまうということがございませう。

続きまして10ページ、コロナ禍での執務スペースの推移についてご説明いたします。まず、もともとはあべのメディックスにございました。

こちらで五つの課で行っておったところに加えてですね人材開発センターの倉庫を借り、あと二つの検査所があったというのがコロナ前、五つの課があべのメディックスにあり、二つの検査所があったというのがもともとです。

続きまして令和3年11月現在、あべのメディックスと船場センタービルとの二つに分かれております。コロナの対応スペースも増えたということになっております。加えて人材開発センターも執務スペースを設けておりました。

続きまして令和4年8月、最近ですが、そこに加えて中央卸売市場も借りることになったと。もともと3,000㎡程度のところが10,000㎡となって、3倍ぐらいになっているということがわかっていただけるかと思ひます。ですので、戦略会議の時点から見ても執務スペースが大幅に増えております。先ほど患者数の山は戦略会議の時と今とでは全然違うということになっているということでございます。

続いて11ページ、事業の必要性でございませう。コロナ対策が終結した後についても感染症法で感染症対策は保健所が行うことになっており。

次に、6月17日に、国の新型コロナの対策本部が言っている言葉です。ちょっと読ませていただくと「世界的な環境変化の中で、今後も感染するリスクはなくなるはない。」だからコロナが何か特別な話ではなく今後も、こういうことが起こりうるということ、そして、赤字で書いておりますように「次の感染症の危機に備えることが重要だ」と、国が言っている。ですので、次また感染症が起こりうると思って備えないといけないということでございます。特に大阪におきましては、左の表の下のところ、訪日外国人に関しても、大変インバウンドが盛んでございました。そしてもう一つ万博がございませう。ですので、このような人流が多くなるというところで感染症のリスクはどうしても国内外どちらにおいても高まってくるはずでございますので、それまでには何とか保健所の機能向上と図る必要があると考えるところでございませう。

続きまして、感染症対策の中核機能と人材育成のためのスペースの確保ということでございませう。実際に機能強化といひますがどう行うのかという話で、12ページの説明させていただきます。

平常時なのですけれども、応援職員に対して研修訓練するスペースを用意する。人員体制イメージの平常時の図を見ていただきましたところに書いておりますように、上は執務スペースというこ

とです。下は会議室等ということでこちらはまた後で活用方法を申し上げます。そして感染症発生時はこの会議室を、感染症の対策の初期の段階では、会議室、人材育成研修で書いているところが、このように、感染症対策の基地になってくるということを考えております。

資料の2ページの表で申し上げますと、執務室のところの方が白地の方の四角です。それから、この人材育成研修をする場というのがこの、こちらのL字型になっているこの塗っている部分ということになっております。戦略会議の時点ではこういうような形で考えておったところでございます。保健所の課を一元化して、感染症対策も対応できるだろうということで考えるといったところですよ。

ただ、先ほど申し上げましたように、第5波と第6波以降では感染者数が全く違う話になっておりますので、さすがにこの通りにはいかないかと考えておまして感染が極めて拡大した場合どうなるかというところを12ページの人員体制イメージの右に感染拡大期として書いているところがございます。

今後どんな感染症かわかりませんが一応コロナで書いております。このときは、なるべく事務作業に近いものについては、新保健所以外に出すということも考えないといけないのかなというふうになっております。戦略会議時点では、この感染症対策初期のような形で一元化したかったのですが、第6波以降の状況を見ますとさすがにそうは言えないということで、この感染拡大期のような形で今のところ考えているところがございます。

2つ目の○の文書のところに先ほど申し上げました通り、感染拡大時にスペースが一元化できなくなった場合でも中枢機能をこちらに集約しまして、事務作業を中心にアウトソーシングしたいとの考えを記しております。

最後に13ページ、事業効果の妥当性というペーパーでございます。こちらにつきまして説明をさせていただきますと、感染症対策スペースの一元化によって、保健所長が業務全体の状況を俯瞰するので、どこが滞っているか。それから、どこどこにどういう指示を出すのか。それから、より適切な進捗管理ができるということが考えております。

これが何かと申しますと、事務の遅れが生じた第6波で第5波までの数とはちょっと違う状況になったところ、その時は分散して当然行っているわけなのですが、その時どうしても大阪市の保健所業務の遅れが生じ、大々的に報道されたところがございます。

連絡や相談など当然受けながら行っているのですが、どうしても感染症が極めて拡大した際には、やはり同じ場所で、すぐに対応していかなければいけないということを考えておりますの。

平常時は、これは先ほど申し上げたように研修、これを会議室スペースのところ、こういう研修を行っていくということを考えております。応援派遣予定の市職員ということで書いているのですが、見ていただきたいのが、下の表ですね。

このように各区の保健福祉センターなど、健康局の内外からですね、応援の要請というものをしております。あらかじめこういう人たちに非常時には応援に来るよう応援数のリストアップをしているということになっております。

また、保健所の課等の一元化によって、他の課との連携が強化されるということを書いております。具体的に申し上げますと、こちら、下の右側を見ていただけたと思うのですがこういう例がございます。例えばレジオネラ症でしたら、水浴場施設にある菌やウイルス、病原菌がございますが、こういう水浴場施設にあるっていうのを見に行くのがこの環境衛生監視課の担当です、これがどういう病気なのかというのをモニタリングするのが、感染症対策課でございます。

このように一緒に業務に取り組むところ、今は環境衛生監視課と感染症対策課が違うところにありますので、それが一緒になることで、もっと疫学的な見地の業務が迅速されると考えております。

それからあと移転による効果として、本庁舎とも近いということが挙げられます。また、大阪健

康安全基盤研究所という地方衛生研究所が森ノ宮にありますが、そこへの移動時間というのも短縮されるので、業務の効率化にも資するものと考えております。

ですから事業効果については、このヴィアールを保健所にするという工事をすることによる事業の効果というものは、このようなことで妥当なものと考えております。

ご説明につきましては、以上でございます。

○座長（北詰委員）

はい。どうもありがとうございました。

大規模事業評価は、新たに事業費の予算化をしようとする事業に対する事前評価の役割を担っております。

調書に記載の六つの視点に沿って事業実施の妥当性について、意見を示すのが、この有識者会議の役割であります。

先ほど説明がありましたように、本事業については、今日全てについてご説明いただいたわけではなくて、「概況」と「事業の必要性」について、ご説明をいただきまして、次回さらなるご説明がございます。

2回に分けて報告ということですので、次回追加報告があるわけですが、概ねの方向性については、本日議論していきたいというふうに思っております。

事業内容の聴取にあたりまして、先生方のご意見、ご質問がありましたら受け付けたいと思います。よろしく願いいたします。どなたでも結構です。また随時、北野先生からのご意見をご紹介します。いかがでしょうか。

○委員（清水委員）

ご説明ありがとうございました。一元化するということのメリットはあるのかなというふうに聞かせていただいたのですが、私としては今使っているところを、集約することが本当によいのか、後をどうするのかという問題について、ちょっと気になったところです。

ご説明では、あべのメディックスも含め現時点では全部、テナントで入っているのですが、移転・集約された場合、今使っている4ヶ所の事務所について、例えば解約をして、そのあとはもう特に大阪市が負担することはないというふうな理解でよろしいでしょうか。

その1点と、もう一つ、教えていただきたいのですが、全体として、非常時に6,000㎡以上の面積が必要ということが3ページ目のところでご説明があったかと思えます。こちらの表ではヴィアールが6,500㎡使えるということですが、他のご説明ではヴィアールが使えるとしても5,500㎡だということだったかと思えます。

こちら一元化した時に、必要な面積がきちっと確保できるのかどうなのか。この2点。教えていただければと思います。

○所管局（健康局保健所 中川施設整備担当課長）

ありがとうございます。まずは最初の方の話でございますが、借りているところは集約後どうなのかということですが、民間会社から賃借している部分と、あと大阪市の中で、別の局が区分所有で持っているところなどがあるのですが、そういうところから借りたり、そういったことをしているところで、同じ大阪市の中から借りるにあたってもお金がかかったりする部分があります。

ですがこの部分につきまして賃借しているところであったり、使用承認というのですが、使用承認をしていただいて使わせてもらっている部分というのがあるのですが、全面移転が完了すると、要はここに書いている令和6年度中に全面移転が完了した場合、その時点でやっぱり今後保健所として使用する用途がないということであれば、それは保健所としてはもう返還すると

ということになるかと思えます。

あと、2点目ですが、6,500㎡と5,500㎡の関係性です。

当時戦略会議の時点ですので昨年の11月時点の話でございまして、また調査等しておらないところでもございました。その時については、これぐらいあるだろうというところで大体図面等を見ながら考えていたのですが、実際詳細に調査をしましたら実際の部屋に使えるところが実際は5,500㎡しかなかったということになりました。とは言いますものの、そこは対応できるような工夫は考えて参りたいと思っております。

○座長（北詰委員）

確認ですが、1点目に関して、市の他局が区分所有しているところは借りているので返還ということで、民間から借りている部分は解約ということですか？

○所管局（健康局保健所 中川施設整備担当課長）

そうです。

○座長（北詰委員）

はい、わかりました。他いらっしゃいますでしょうか。それでは玉岡委員どうぞ。

○委員（玉岡委員）

ご説明ありがとうございました。

この2年半、大変な時期で、保健所職員並びに市職員の皆様は、本当に市民の健康安全のために一生懸命働いていただいて、頭が下がる思いです。それを踏まえた上で、市民目線から素朴に疑問に思うことについて質問したいと思います。

やはり業務が非常に大変だということで、集約することによって業務の負担を軽減するという点は非常にいいと思うのですが、今回の整備で保健所そのものの事業目的におけるメリットもあるのではと思います。例えば、感染者数など、ありがたくないことに大阪市が確かワーストワンだった人口当たりの死者数などで、市民個人の予防策にもよりますが、なぜそういうことが起こったのかということが検証されて、保健所の人数、体制などがどうあるべきなのかということ踏まえた計画になっているのか。

あと、業務の外部委託がこの間すごく進んでおりまして、他の自治体では外部委託に使ったお金も非常にかかっているという事例もあり、そうした費用面も課題の一つですが、コスト以外にもっと問題なのは、外部委託に伴って、本来果たして欲しかった保健所の役割が果たされていたのかと。例えばハースス入力の件や、自宅療養に対する食事の配布など、担当は変わりますが、持続化給付金の給付が非常に遅れるなどで、そういうことをきちんと踏まえた上で、庁舎整備をすることによって、そういうことも含めて保健所の感染症対策が改善され、より安全が確保されるということになるのかについて、市民にきちんと説明できているのかということが非常に気になっている点です。

○所管局（健康局保健所 中川施設整備担当課長）

おっしゃっているようにこの間、確かに大阪市において死者数が多いということなどいろいろな状況があったかと思えます。

ここの検証というのは都度行っております。先ほど申し上げたような後手に回った面はあるかと思うのですが、それへの対応として執務スペースの面積を広げていって、いろいろなところにスペースを広げていったというのがまずございます。

それからあと委託化というものも特に第7波の前には、特に進めておりまして、業務の質ということに関しましても、きちんと管理をしておりますので、そこは適正に行っているところでございます。

また、ハーススの入力の件であるなど、自宅療養の方へ配食サービスが遅れる等、よく報道され

ておりますが、他にも事務的な作業につきましても、ものすごく感染拡大したら外に出すかもしれませんし、ものすごく感染拡大していなくても、当然感染がいつ拡大するかは分かりませんので、途中の対応については、この保健所ができることによって一元化もしていき、きちんと対応はさせていただけるものかと考えております。

ですので、こういう形で特に今まで2年半、よくない結果等もありますけれども、それにつきまして、保健所としましては、きちんと、その都度検証というもの、まだ総括という形では終わってないですが、検証を進めて、業務の改善に努めております。その中で得た経験則であるなど、そういうことに基づいて、今新しい保健所をこの、P12の表のように平常時は会議室として開けておいてということも、これまでの経験を踏まえて考えさせていただいたものでございます。

○委員（玉岡委員）

はい。ありがとうございます。

○座長（北詰委員）

他の先生方、いかがでしょうか。綴木委員どうぞ。

○委員（綴木委員）

必要な面積等を考えられるときには、多分現在の状態から考えて必要面積などを出されたと思いますが、段階ごとにその状況が変わっていく中で、すぐには無理かもしれないですが、例えばDX化を進める、そういったことを検討すると、難しいかもしれないのですが、そういったことで、きっと必要面積なども変わってくるのではないかと思います。そういった点について、検討はされていないのでしょうか。

○所管局（健康局保健所 中川施設整備担当課長）

DX化と言われますとちょっと難しいところなのですが、ICT化というのは進めておまして、6波から7波のところ、第6波の時に問題になった入力遅れについては、7波ではそこまで入力に遅れがあったなどにはなっていないのかなど。

そこはICT化を進めておまして、よく第6波の2月頃に発生届に関して、FAX、FAXと言われたところがありますが、それが一定改善をしていって、ICT化が進んでいるところでございます。

そのような形で、業務の改善というのを進めていこうというのはもちろん考えてはおります。それは進めていっているのですが、ただ今後大きな感染症があるかどうかはまずわからないし、どのような業務があるのかどうかというのもわからない。ですので、DX化は当然行っていった上で、これぐらいの面積はきちんと備えとして置いておかないと、結局最後は人間が電話して進めていくというところもありますので、そういうところについてやはり、考えないといけないので一定の面積はあるのかなとは考えております。

もちろんDX化につきましては、おっしゃっている通り進めていかないといけないということ、市全体の施策でもございますし、今後も行っていく上での話と考えております。

○座長（北詰委員）

ありがとうございます。他いかがでしょうか。瀬木委員どうぞ。

○委員（瀬木委員）

ご説明ありがとうございます。今回の整備費用、保健所整備事業の大きいメリットとして、感染拡大時の保健所業務の効率化が大きいものだと思うのですが、それについてもう少し具体的にお伺いしたいです。

コロナ禍において、医師、看護師など、専門的な技能が高い方々、非常に不足したということがございました。

つまり患者の方々に対応しないといけないが、人材が非常に不足していたということがあって、大変多忙な状況になり、また人材の確保も困難になるということがあった中で、そうした方々は1分1秒も惜しいという環境大変な環境で働かれていたということであろうと思います。

もし、こういった非常に不足してしまう人材の負担が少しでも軽減できるのであればこれは非常に大きいかと思うのですけれども、この保健所の業務の集約化によってそういった専門的な機能を持った方々の負担がどれくらい軽減されるのかについて教えていただけますでしょうか。

○所管局（健康局保健所 中川施設整備担当課長）

保健所ではいろいろな医師であるとか看護師であるとかたくさんの方がおられまして、今でもずっと電話相談なども行っていただいている、もう本当に我々からしても素晴らしい業務能力だと思います。

集約化が専門家の負担の軽減になるのかということなのですが、いろいろな部署がございまして、また今場所が四つに分かれているというところがありますので、全部の部署に、医師であるとか看護師とかがいるわけではないのですけれども、やっぱり各部署に対するいろいろな問い合わせ等、意思疎通を行ったりする場合もございまして。

そのときにどうしても離れている時とそうではない時とではやはり違うかと思っておりますので、そこも1ヶ所であるというところのメリットはあるのかと考えております。

○委員（瀬木委員）

ありがとうございます。

○座長（北詰委員）

ほかよろしいでしょうか。清水委員どうぞ。

○委員（清水委員）

このヴァーレを選んだ理由というところについて少し教えてください。

既に築21年とのことで、一定年数が経過したものかなというふうに思っております。もちろんお金の計算は次回ということですが、3ページ目を見せていただきますと、10年程度で改修費を回収できる見込みだという記載があるのですけれども、その頃には築30年を超えているということになってくると、ここもずっと長く使うというにはちょっと難しいのかなという気がちょっといたしました。

今回改修費は10年で回収できたとしても、おそらく維持管理ということで毎年かなりの費用が必要になってくるのかなと思うと、市の所有物件だからここがいいのか、それとも適切なところを借りるということも決して悪いことではないと思っておりますので、ここを選んだということに対してもう少し、ご説明が欲しいと思うのでお願いします。

○所管局（健康局保健所 中川施設整備担当課長）

ヴァーレ大阪は、先生がおっしゃったように築21年でございます。

こちら建築の耐用年数は公式に建築基準法で決まっているわけではないのですけれども、今の大阪市が建築する場合でしたら、大体80年ぐらいはこういったものは持つ、ということをお前提として考える、別に80年以上使ってはいけないなど、全くそういうことではないのですが、そういう80年という計算は公的にはおそらく日本中どこであっても、それは同じような計算をするという認識をしております。公共事業で、建物をどいてもらわなければならない時に、その時点で何年ぐらいまであと建っているのですかっていうので言うと、こういう、非木造の鉄骨鉄筋コンクリートの場合は80年という計算を日本では行っておりますので、あと60年はあるかと思っております。

ただ維持管理費、こちらの、先ほど申し上げた複合施設の共有部分の複合施設の部分の管理とい

うのは当然でございますし、あと外壁等も、長期の修繕計画というのがあります。

あとは今度ヴィアールのホテルの部分を我々が専有する部分の維持管理費につきましてはまだ計算はきちんとできていないのですが、こちらは市の中の一般的な庁舎管理に合わせたものを行っていかうと思っており、修繕の計画は、今のところ建物全体については、安土町複合施設の管理組合の長期修繕計画がございますので、そちらに基づいて適切に行っております。ですので、建物の状態としては、悪くはないのかなと考えております。

○座長（北詰委員）

本当に 80 年かどうかは別として、適切に維持管理していけば、長い間使っていけるということなので、築 20 年という数字はまだまだ頑張れる数字というご回答だということによろしいですか。

○所管局（健康局保健所 中川施設整備担当課長）

はい。おっしゃる通りです。

○座長（北詰委員）

ありがとうございます。ほかよろしゅうございますか。

ちょっと時間も参りましたので、次回の議論もございますので今日はこれぐらいとさせていただきます。北野委員からは、まさしく、次回になる理由なのですが、本事業の計画通り既存の市所有施設を改造する場合と、仮に民間施設を賃貸する場合の比較検討について、質問させていただいておりました、それについて、第 2 回会議で、担当部局からご説明があるということで、それを中心にして議論することになると思います。

それでは、皆さんのご意見、お尋ねいただいてお話をいただけたということで、本報告の事業費の妥当性の視点について次回追加でご報告いただくことにしまして、本日は、本件に関しては終了とします。

内容（3）事業再評価について

ア 咲洲東土地造成事業

○座長（北詰委員）

それでは、「内容（3）事業再評価について」に参ります。1 点目の「咲洲東土地造成事業」についてご説明をお願いします。

○所管局（大阪港湾局営業推進室 坂田開発調整部長）

大阪港湾局営業推進室開発調整担当部長の坂田と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。

本日ご審議いただきますのは、咲洲東土地造成事業でございます、埠頭用地 5ha と、流通施設用地 15ha 合わせて 20ha の土地造成事業でございます。

本事業につきましては、木材の製材化によりまして、近年木材整理場の利用が大幅に低下している一方で、船舶の大型化や、国際物流貨物の増大に対応する必要があるため、遊休化しました、木材整理場を埋立てしまして、埠頭用地と流通施設用地を確保するというところで、平成 12 年に事業採択を受けております。

しかし、平成 21 年の事業再評価におきまして、流通施設用地につきましては、社会経済情勢等の変化を踏まえて、物流産業用地としての需要動向の見極めや事業性の再検証が必要ということで、事業休止という状況になってございます。

ただし近年につきましては、船舶の大型化がさらに進展をしており、それに伴いまして、荷さばき地、いわゆる埠頭用地が不足しております。

さらには e コマース市場の拡大などを踏まえまして、大型物流施設が大阪港ではかなり増えてい

っている状況も発生しております。また特に大阪港においては物流用地の売却状況といたしましても、予定価格をさらに上回るような価格で売却ができておりまして、そういったかなり好況な状況になっているということで、本事業に対するニーズというのも非常に高まっていると感じてございます。

本日は委員の皆様には貴重な時間をいただきまして、先ほど申しましたような近年の状況でありますとか、大阪港の現状、こういったことを踏まえまして、事業の再開に向けてのご審議をお願いしたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。そうしましたら担当課長から説明させていただきます。

○所管局（大阪港湾局営業推進室 田中開発調整課長）

開発調整課長田中でございます。よろしくお願ひいたします。パワーポイントの資料を用いて説明させていただきます。

まず2ページの所在地でございますけれども、当該地は咲洲の南東部にあたるところでございます。周辺は、産業とか、あと、物流の倉庫が立ち並ぶエリアになってございます。

先ほど部長から説明がありました通り、以前は水面を使って原木を貯木していたエリアでございますけれども、近年木材を輸入するような形になりまして、この水面を活用しなくなったということがあったことから、この埋め立て事業を行うということで進めてきたものでございます。

図面にある通り、咲洲東土地造成事業の南側に元第6貯木場がございまして、これにつきましては、本年3月に入札で物流用地として、売れたエリアでございまして、後程説明で紹介させていただきますので、併せてここで位置も含めて、確認をさせていただきたいと思ひます。

続きまして事業目的でございますけれども、まず埠頭の方ですね、岸壁から埠頭ターミナルについては、これはやっぱり今回木材の製材化等もありまして、自動車に使う鋼材でありますとか、製材、あと金属くず、スクラップでございます。そういった物の貨物需要が一定見込まれる中、輸送船舶の大型化が一方で国際的に進んでございます。これに対応するのに必要な岸壁として水深13メートルの岸壁が、必要でございまして、それをこのエリアで整備すると考えてございます。

一方、岸壁に船をつけて、船から荷物を降ろして、それを捌くところを荷捌き地と申し上げますけれども、その荷捌き地につきましても、現状不足してございまして、複数箇所にて点在して、設置しながら、最終輸入もしくは輸出するときにはその時初めて集めて持って行くというような形で、ちょっと非効率になっておりますので、この辺りも埠頭用地の整備に合わせて解消したいと思ひてございます。

一方、その背後の流通施設用地でございますけれども、これにつきましては、やはり今回ECなり電子商取引も発達しながら、海外からの輸入も多くなってございます。また、近年巣ごもり需要等の拡大もありながら、貨物自身が小口化かつ多頻度化しているとかそういうようなことがございまして、そういったことに対応するために、物流事業者様としましては、とにかく輸入した貨物をすぐに方面別に仕分けをして、各エリアに届けていく、しかも時間が限られた中でそれをやっていくということが求められる状況でございまして、そういうのに対応できるような物流拠点の整備というのは、臨海部で立地需要が大変高い状況でございまして、そういったものの立地を大阪港としても進めていきたいというところでございます。

最後に土地造成につきましては、大阪市内での公共工事の建設残土でございまして、広域インフラ工事から発生する残土が今後見込まれますので、そういったものの受け皿としても、活用できたらと思ひているところでございます。

局の運営方針の中では、国際競争力の強化でございまして、もしくは臨海地域の活性化という柱の中で、本事業を位置付けているところでございます。

また特別職による意思決定事項等でございますが、ターミナル側の事業につきましては、国直轄

事業を含んだ事業でございます、国際物流ターミナル整備事業につきまして、令和3年度、昨年度に国の方で事業再評価を受けておりまして、その中でも、我々大阪市の意見としまして、「当該事業の事業継続をお願いします」ということを申し上げているというところでございます。

次4ページでございますけれども、事業内容でございますが、この左上の写真でございます通り、国の直轄事業におきまして、岸壁、あと市の土地造成事業としまして埠頭用地を整備するエリア、このあたりが国際物流ターミナル事業でございます。

その背後に物流施設用地これが土地造成事業に含まれており、この埠頭用地という施設用地合わせまして20haの土地造成事業でございます。

事業期間を平成12年から令和19年までを見込んでございまして、事業費としては151億円ということで、関連事業となります国直轄事業でございますが、国直轄事業につきましては、昨年度の段階で、令和13年の開業に向け進めるというようなことも方針を示されてございますので、事業期間としては、平成8年から令和12年で進捗率としては46%となっているというところでございます。

次5ページでございますが、事業の概況でございます。今回評価時点というところで、今回この間土地造成事業につきましては、事業が休止していたということもございまして、改めて事業予定を設定させていただいております。

今回評価時点の完了予定でございますが、埠頭用地につきましては、令和13年度、これは国の直轄事業に合わせて設定させていただいております。その背後の流通施設用地につきましては開業予定年度を令和19年というふうに置かせていただいているところでございます。

前回評価のおさらいでございますが、最下段にありますけれども、埠頭用地につきましては、これも国直轄事業である南港東国際物流ターミナル事業の進捗を見ながら、事業実施に努めていくというのが前回の評価でございます、「事業継続C」に当たります。

一方で流通施設用地につきましては、物流産業用地の需要動向や、本事業の事業性について再検証する必要があるということで、「事業休止D」のご判断だったというところでございます。

続きまして6ページ、土地の造成状況でございますが、赤で塗っている部分というのが、本市の土地造成事業の範囲でございます。土地造成ということでございますので、まず護岸断面図としてこのような形でまず囲いをつくりまして、その囲いを作った後に土を入れていくというようなこととなります。

囲いの部分を我々は護岸と呼んでおりますけれども、咲洲東土地造成事業で現在行っているのは、その護岸を作る上での地盤改良を東側で140m、西側で23mほどについて今着手をしているような状況でございます。

7ページの今後の進捗見込みでございますが、先ほど申し上げました通り、令和13年度まで、まずは、国の国際物流ターミナル整備事業に合わせてまして、我々としても、背後の埠頭用地を造成していくということになります。

そこから、令和19年度の完成を目指しまして、残り護岸の一部ですけど、それと大規模な流通施設用地の埋め立てを行っていくということで、令和19年度に完成させていくということで考えているところでございます。

8ページでございますけれども、この間の経済情勢の変化でございますが、前回評価時点におきましては、景気の低迷等もございまして、土地価格が下落をしていたという状況でございます。個別に見ますと、埠頭用地につきましては、これはもうターミナル事業としまして、国としましては、戦略港湾という施策がございまして、具体的に夢洲のターミナル整備なり、船が通る主航路というものがございます。その後の浚渫を続けると、そのような事業を最優先として国は進めていたという状況でございます。

流通施設用地につきましても、やはり土地価格の下落で、物流産業用地の需要の高まりはあったけれどもまだまだ景気低迷の影響で売却に踏み込めなかったというのが当時の状況でございます。

現在については、共通と書かれたところございますけれど、一定夢洲の土地利用も進んできておりまして、夢洲で受け入れてきた建設残土の処分先がなくなっているという課題もありながら、個別に見ますと、埠頭用地につきましても、国が進めてきた国際コンテナ戦略港湾施策の基幹事業の完了に目途がついてきたということで、国の方におきましても、この南港東国際ターミナル整備事業の方に重点を置きつつあるというような状況でございます。

流通施設用地につきましても、物流施設の立地需要が高まりを見せてございます。特に先ほど申し上げました、元第6貯木場埋め立て地におきましても、予定価格の数倍で売れていることもございますし、問い合わせも入札前に数十件あったということもございますので、そういったことから、一定立地需要が高まっている状況だということになってございます。

9ページでございますけれど、貨物のところに関しましては、この岸壁では、左の欄にあります通り、鋼材・鉄鋼これは北南米向けの自動車製造で使われる鋼材・鉄鋼でございますとか、あと製材、これは住宅とかに使われる製材でございます。あと金属くず、これはスクラップ等でございます。東南アジア等に向けて輸出するようなものでございます。

このような貨物を取り扱う岸壁として一定需要を見込んでございまして、この貨物輸送に対応するために、船舶の大型化への対応でございますとか、もしくは荷捌き地の確保ということが大変重要になってございますので、その部分で、このターミナル整備をしていきたいというふうに思っているところでございます。

続きまして10ページでございますが、一方、流通施設用地でございますけれども、これについては国内のEC市場も盛んになってきてございますし、海外のEC市場も拡大しているということもございますので、一定背後に消費圏を抱える大阪港としましては、ECの需要というのは堅調だというふうに考えてございます。

具体的に申し上げますと、11ページにあります通り、近年、大型物流施設の立地状況でございますけれども、左上にございます通り、平成21年の前回評価時点では、臨海部に約30施設ぐらいの物流施設が立地してございましたが、昨年8月時点では約60と倍増しているというようなところでございます。

右のグラフからも近年施設数が増加してきているというような状況でございます。具体的なイメージでございますが、「プロロジスパーク大阪5」と書いております、このような施設が臨海部で多く立地をし始めているとなっております。

また見ていただいたらちょっと特徴的な丸いスロープがございますが、以前までは臨海部の倉庫といえますと、保管するだけの倉庫でございましたけれども、今回このように、輸入された荷物が速やかにここに入れられて、しかも大型車両で最上階まで行けるような施設になっておりまして、その中で受けた貨物をばらして、検品をして、そのあと方面別に仕分けして包装も行うということで、一気にこの施設でやってしまう。そして各方面の小売店などにどんどん配送していく。それを一定の時間内で行っていくということで大変効率が求められておりまして、効率的な物流に対応する物流拠点の需要が臨海部において大変高まっているというところでございます。

近年の土地売却実績について12ページでございますが、その近傍の咲洲全体の売却実績を挙げさせていただきます。この3年間のトータルでございますけれども、約79,900㎡の土地を売却しておりまして、予定価格が合計72億円に対して、売却価格は合計約300億円、㎡単価に見直しますと売却実績としましては約38万円となります。また、右の表にあります通り、平均落札率も、金額も上がってきているということでございます。

このようなことを加味しまして、事業の整備効果としまして、まず定量的方法として、費用便益分析を行ってございます。

国交省のマニュアル等に基づきまして、3項目を挙げてございますが、主なものが、土地造成に伴う陸上発生残土処分コストの削減と、あと新たな土地の造成による資産の創出でございます。

まず1点目につきましては、これ咲洲東土地造成事業がない場合は、市内で出てきた発生残土というのは、夢洲のさらに沖の、これは離れ小島ですけれど、新島というところがございまして、そこに海上輸送していくということになります。ただこの咲洲東の事業が進められましたら、新島に持って行く残土は、陸上でそこに持ってくるという部分の処分コスト削減費用として輸送便益効果、約8億円挙げさせていただいております。

一方、新たな土地の造成としましては、これも土地売却による売却益を便益として計上しております。令和元年度から令和3年度の売却実績単価から37万5,000円という㎡単価と面積を合わせて残存価値を計算しまして、295億円ということで見込んでございます。

それ以外にも、14ページ定性的な効果としまして、物流を支えるところでございますので、安定的な市民生活の維持でございまして、大阪港の輸送効率化、さらには、一定の雇用創出というのを定性的に挙げさせていただいております。

このようなことから、15ページでございますが、社会便益費用便益としましては2.32と出させていただいております。個別の便益の内訳ではほぼ土地の残存価値ということになっておりますので、このあたりの土地価格をどう設定するかというの、ポイントかなとちょっと思っております。

続きまして16ページにも費用便益分析の内訳を出しておりますが、これにつきましては先程ご説明した通りでございます。

あと費用便益の棲み分けにつきましては、17ページでございますけれども、国がやっているターミナル事業としてやっているものと、土地造成事業ということで、それぞれ便益の項目等も整理してございまして、土地造成事業としては、主に土地売却益を資産価値として挙げております。ターミナル事業につきましては、海上輸送時間の短縮、船舶の大型化によって時間が短縮いたしますのでそのあたりの便益を挙げて、それぞれ棲み分けをしながら費用便益分析もやっているというところでございます。

最後に、事業の必要性の視点でございまして、まず評価A～Cとしており、社会的に投資効果もあり、社会経済情勢変化にも適合しているという判断でございまして。

個別に見ますと埠頭用地につきましては、船舶の大型化が進展する中に荷捌き地不足も発生していて、それを解消するためには、大型船舶に対応した水深13mの岸壁と合わせて埠頭用地を確保する必要があると思っておりますし、流通施設用地につきましても、この間大型物流施設の立地需要は確かにございまして、土地を供給することで、一定輸送効率向上に寄与するということでございます。

また、共通の土地造成としての立場からいきますと、不足する恐れのある土砂処分場の確保に寄与するというふうに思っております。

一方、事業の実現見通しのところでございますが、埠頭用地につきましては、国直轄事業が46%まで進んでいて、令和3年度の国の事業再評価委員会において、令和13年度のターミナル整備事業の完成を目指すということがうたわれております。

令和6年度から工事が本格化するというふうにされておりますので、この直轄事業と並行して、あと港営事業会計にて行う、今期の埠頭用地の造成についても進めていきたいと思っております。

その財源につきましても港営事業会計の機能債を用いまして、必要な財源の確保をしていけると

いうこととございます。

一方流通施設用地につきましても、これは港営事業会計の臨海債という起債を充当することができますので、必要な財源を確保できますとともに、起債の償還に必要な土地売却収益も一定見込まれますので、事業の財源は問題ないと思っております。

また、埋め立て事業でございますので当然、既存の水面の地元関係者の調整も必要で、それについても同意を得ているということとございますので、評価としましては、いずれ完了時期の見通しがあるBと、述べさせていただいているところでございます。

事業が遅れることによる影響でございますけれど、埠頭用地につきましてはやはり国のターミナル整備事業への影響が大きいということと、流通施設用地としては我々、できるだけ大阪港における輸送の効率化を進めたいと考えておりますので、それと貨物の小口化、多頻度化に対応したものを早く整備し、誘致していきたいと思っております。

また共通としましては建設残土の処分先が不足する可能性がございますので、公共工事の影響も懸念されるということで、事業の優先度の評価としましてはB遅延による影響が一定大きいものと整理しております。

これらをまとめまして 21 ページになりますが、その対応方針として、書かせていただいております。

埠頭用地につきましては、現在「事業継続C」としてありますものを、「事業継続B」、流通施設用地につきましても「事業休止D」とさせていただいたものを、「事業継続B」、いずれも予算の範囲内で着実に継続するものということで、進めさせていただきたいと思っております。

その対応方針でございますけれども、22 ページ、直轄事業を核とする国際ターミナル整備事業の令和 13 年度の完成に合わせて、着実に埠頭用地の整備をしていくということと、流通施設用地につきましても、背後に一大消費圏を抱える大阪港におきまして、輸送効率化に寄与する大型物流施設の立地需要に対応するとともに、今後不足する恐れのある公共残土の処分場確保の観点からも、令和 19 年の完成を目指し、事業を着実に継続していきたいというところでございます。

急ぎ足で恐縮ですが説明は以上となります。

○座長（北詰委員）

はい。どうもありがとうございました。

本件は事業再評価ですので、必要性、実現性、優先度についてご説明いただき、その内容に基づき評価をするということとございます。それを踏まえて事業所管局から事業継続（B）という、提案をいただいておりますけれども、この妥当性について判断するものです。ご意見ご質問ございましたらよろしく願いいたします。

前回、平成 21 年度の事業再評価でいただいた宿題みたいなものがあって、一つが、埠頭は国直轄事業と合わせながらいきましょう。そして実際もう進んできたからやりましょうということ。流通施設用地は、需要動向を見てからやりましょう。だから需要動向が結構すごかったのが今回やりましょうということですね。そして、前回の評価時点から大分進んできたので、評価がかなり大きく変わった、というご説明だったかと思えます。何かご質問、ご意見、ありますでしょうか。

それでは、僕の方から 2 点、簡単な質問ですが、1 点目貯木場の話ですけれど、貯木の需要が減っているというのは何というか、港湾のことじゃなくて、林業の動向の結果ですよ。大阪府あるいは日本全体として林業の活性化みたいなものがあつたときに、大元の林業側から見て、需要がずっと減って行って貯木場も不要で、本当にあそこいらないって言うていいのかっていう感じ。林業側の立場から見たときの話です。

2 点目は公共ですからそんな目くじら立ててやっていないと思うのですが、港湾物流は、他

の港と競争していますよね。今回の決定で、競争力はどれぐらいかと、要するに、公共全体から考えれば他の港の需要を大阪港が取るっていうのは良いんだか悪いんだかもわからないけれど、やっぱり現実には競争しておられるから、同じような他の港に対して競争優位に立つという理解でいいのかっていう、この2点です。

○所管局（大阪港湾局営業推進室 田中開発調整課長）

1点目につきましては、水面で貯木していた木材というのは輸入木材のことです。ですので、国内の林業の木材を切り取ってきて、それをわざわざ水面に浮かべるってことではないですので、そういった意味合いでは、国内の木材、林業の保全、促進とは違うかなというふうに思っているんですけども。

○座長（北詰委員）

逆に言うと木材を使った、木材産業はどうでしょう。要するに輸入木材の状況が今後どういうふうになっていて、国内材をどういうふうに使っていくのかっていう中で、貯木場はいらないというふうに、考えていいかどうか。

○所管局（大阪港湾局営業推進室 田中開発調整課長）

基本的に原木で保管をするというよりは、もう切り取った製材にして、角材にして保管するっていうのが、大きな流れでございまして、そういった意味合いでは、水面貯木施設を残しておくよりかは、製材した貨物をきちんと効率的に扱える物流施設というのを整備する方が得策だと思っております。

○座長（北詰委員）

貯木場の必要性が減ってきていて、貯木場を減らしたところで、その関連産業の衰退には繋がらないっていう認識で了解しました。2点目につきましては、いかがでしょう。

○所管局（大阪港湾局営業推進室 田中開発調整課長）

大阪港は背後に大きな消費圏を抱えておりますので、それに対する輸入貨物中心の港でございまして。

そういった貨物を扱う倉庫というのは、当然臨海部で輸入した貨物をすぐ臨海部でさばけるといふところの、物流効率化の影響というのは大変大きいと思っておりますので、そういったところで、非常に有利になると思っております。物流拠点の立地の影響でございまして、そこで背後で輸入したものをすべて捌けるということになりましたら、定性的なことでは恐縮ですけど、大阪港で荷物を降ろそうとかいふようなことにも繋がると思っておりますので、そういったことから、大阪港の発展にも寄与するものと思っております。

○座長（北詰委員）

背後地の需要が高いから、すぐそばの港で荷を降ろしましょうという、日本の港のあり方全体としての位置付けとしても正しいという理解ですね。ありがとうございます。ほか、もしございましたら、清水委員どうぞ。

○委員（清水委員）

ご説明ありがとうございます。非常に面白い話だなと思って、いいなと思って聞いておりました。

本当に素朴な質問ですけども、今の価格で計算してらっしゃるからこのように高くなっているのかなという気がしまして、実際これが分譲されるのは令和19年で、15年先ということかと思えます。このタイムラグに関してどのようにお考えなのかということをお教えいただきたいというのが1点です。

2点目は地図を見せていただきますと、第1貯木場とか第2貯木場というのがさらにその奥にあるように見受けられますが、そこではなくこの手前を埋めてしまうということになると、逆にこの

貯木場というのがこの先どうなるのか、使い勝手が悪くなることとか、今貯木場は需要がないから埋めるということを考えると、そのさらに奥にある貯木場はどうなってしまう等々全体としてここをどうお考えなのかということをお教えいただければと。

○所管局（大阪港湾局営業推進室 田中開発調整課長）

まず1点目のタイムラグの話でございますが、貨物の輸送におきまして、この間、保管だけじゃなくて、まさに流通という過程の中で、速やかに荷捌きして方面別に仕分けしていかなあかんということは、まさに物流の構造的な問題の変化でございます、これはもう当面ずっと続くだろうと思っております。

そういったことからすると、こういった物流拠点の立地需要というのも、もう10年にわたって続くんじゃないかと、私としては思っているところでございます。

また仮にですけれど、第6貯木場を、本年3月に入札したときには、土地単価が㎡あたり46万円で売れましたけれども、今回便益には㎡単価を38万円ぐらいに設定をさせていただいて、さらに今回の貯木場入札結果を見ますと、仮に5社が入札したとしたら、上と下を抜いた中間値みたいな形で算出しても大体、1.5ぐらいの費用便益もあるので、多少下振れしても事業としてとしては成り立つかなというふうに思っているのが1点目でございます。

2点目、隣接の貯木場への影響でございますけれど、ここも実は先ほど申しました、原木の水面貯木場というのはほぼなくなってきているような状況で、使用されているのはごくわずかだというようなところでございます。

念のためその貯木場を扱うにしても、航路を閉め切るのではなく、一定水域としては空けてございまして、何らかの対応ができるところかなということでございますので、少ないですけれど、今もあるような水面貯木に対して大きな影響はなく大丈夫と思っております。

○座長（北詰委員）

はい。ありがとうございます。玉岡委員どうぞ。

○委員（玉岡委員）

ご説明ありがとうございます。費用便益分析で13ページに残存価値が295億円、15ページの方で、531億円という数字となっていて、これは、ちょっと531億円は十何年後に売っばらって、それを換算すると295億円ということですか。

○所管局（大阪港湾局営業推進室 田中開発調整課長）

その通りでございます。531億円はもうまさに今の土地価格と面積を掛け合わせた数字でございます、それについて社会的割引価値等を換算していただく形に戻すと、295億円となるということです。

○委員（玉岡委員）

ちょっとぱっと見てわかりづらかったので、どっちかにご説明を書いていただけると、わかりやすくなります。

それとですね、マニュアル通りやっているということで問題ないと思うんですけども、整備することによって、ECの市場規模がまた拡大するということなので、間接的な効果として便益というものをもし計算できればと思います。以上です。

○所管局（大阪港湾局営業推進室 田中開発調整課長）

EC化の中で、便益を出せたらいいなと思ったのですけれど、正直出し方がなかなかなかったというところなんです。物流効率化で、一つの貨物を以前は20分で出されたものが10分になるとか、そういったことは、何となくイメージできますけれど、具体的に便益分析まで落とし込める手法までは見いだせず、ちょっと書き込めなかったというのが正直なところなんです。

○委員（玉岡委員）

今後算定できるようになればお願いします。

○座長（北詰委員）

他いかがでしょう。よろしいですね。

少しコメントですが、都心近くで埋め立てて高額で売ったら何でも B/C が高いということになるので、B/C だけで判断すると港を全て埋め立てることになってしまうので、我々が評価するときも、要するに需要動向を見ながら進めていくとか、港湾計画に基づいてやっているのもそれでいいのですが、単純に B/C だとか、それから高く売れておいしい事業だということだけで、我々判断するわけじゃなくて、ちゃんと需要動向を見ながら或いは港湾計画、水面をそもそもこんなに埋め立てていいのかっていうような環境面など、そういうこともバランスをよく見た上で、妥当性を判断していると、或いはそういうことが議論できる枠組みっていうのを考えながらやっていくっていう形にしないと、もうすごいことになってしまうので、そこだけは押さえをつけておきたいなと思って、コメントです。

また、これについては北野委員からは特にお話をいただいているわけではありませぬので、こういった形で、皆さんからご意見いただいたということでございます。特にネガティブなご意見はなかったと思いますので、ご提案通りこの事業の対応方針案の事業継続 B というところで妥当と判断してよろしゅうございますか。

はい、ではこの件についてはここまでといたします。どうもありがとうございました。

イ 豊里矢田線（生野）整備事業

○座長（北詰委員）

では続きまして、イの豊里矢田線（生野）整備事業について、ご説明をお願いいたします。

○所管局（建設局道路河川部 山野街路担当部長）

建設局街路担当部長の山野でございます。よろしくお願ひいたします。

まず再評価対象となっております豊里矢田線は、本市東部の南北方向の骨格軸を形成する標準幅員 25m、4 車線、延長約 17km で計画された路線で、これまで 11.2km の区間が整備され、約 1km の区間が事業中でございます。

このうち、今回対象となっている区間については、周辺が密集住宅市街地整備の重点対策地区にありまして、現道拡幅により、この地域の防災骨格として、延焼遮断や、避難路等の機能を確保するものでございます。

本事業はこれまで用地取得に向けて鋭意取り組んできておりますが、その遅れから事業期間を 3 年間延伸し、あわせて事業費の増額が必要となっております。

引き続き地域の方々、市民の方々のご理解とご協力をいただきながら着実に本事業を進めていきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。それでは、具体的な説明については資料に沿って説明させていただきます。

○所管局（建設局道路河川部 橋田街路課長）

建設局街路課長の橋田と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは資料 4 をご覧ください。これに沿いまして、説明をさせていただきます。

まず 2 ページ目に、大阪市全体の都市計画道路、豊里矢田線の位置関係をお示ししております。

3 ページ目が、その拡大図になってございます。中ほどに斜線でお示ししておりますのは、今回の対象区間でございます。

4 ページ目に、事業目的ということで、冒頭部長の方からも申し上げました通り、豊里矢田線は、

東淀川区の豊里地区から東住吉区の矢田地区までの、本市の東部エリアにおけます南北方向の骨格道路を形成する重要な路線になってございます。

また、当該路線のうち今回の対象箇所につきましては、老朽化した建物が密集して、狭隘な歩行者空間等によりまして、防災面や安全面で、様々な課題を抱えている箇所でございます。本事業を行うことによりまして、道路ネットワークの整備、形成でありますとか、また、当該地区の防災性の向上というふうなことが図れると考えてございます。

それから5ページ目につきましては、建設局におきます経営課題、その中での本事業の位置付けをお示しさせていただいております。

経営課題2につきましては、都市基盤整備により、震災対策に努めるということでございます。

また経営課題3につきましては、都市のストックポテンシャルを生かした都市空間の創出ということでの位置付けを行っております。また6ページから8ページにつきましては、上位計画における位置付けというところでございます。

まず6ページ目につきましては、「都市計画道路の整備プログラム」を、平成28年に策定してございまして、この中でも、当該区間の整備についての位置付けを行っているところでございます。

それから、7ページ目でございますが、こちらは大阪市の地域防災計画であり、当該区間につきましても、避難路という位置付けを行っており、歩行者空間の拡幅等によりまして避難路としての機能向上を図っていくということでございます。

それから8ページ目でございますが、大阪市の密集住宅市街地整備プログラムでの当該区間の位置付けを示したものでございます。

当該地区につきましては、大阪市の密集住宅エリアの中でも、特に優先的に整備を図っていく地域の一つでございます。この地区の中で当該区間につきましては、防災骨格路線という位置付けがありますので、このプログラムの中でもですね、優先的に整備を図っていくということとしております。具体的に申し上げますと、優先地区の防災骨格形成率を83%以上確保することを目標としている路線の一つでございます。

続きまして、9ページ目以降、事業内容をお示しさせていただいております。冒頭申し上げた通り、豊里矢田線全体につきましては、全長17kmで大阪市東部の南北軸を形成する路線でございます。現在、1km程度が事業中でございます。その中で、生野区のエリアにつきましては、事業延長490m部分の事業を行っているところでございます。

10ページ目でございますが、詳しい位置図をお示ししてございます。上の図面につきましては、右側が南側、左側が北側ということでございます。

工事内容につきましては、延長490mのうち、北側の区間の用地買収が完了しておりませんので、この区間を拡幅するという事になってございます。

車道の方につきましては、今現在2車線でございますが、これを将来的には4車線道路にしていこうということでございます。

北側の未拡幅区間につきましては、歩道の設置及び電線共同溝の整備によりまして、都市防災の向上を図っていくという事業内容でございます。

それから、11ページ目につきましては、事業内容のうち事業手法、或いは財源等の内容をお示ししております。この辺りの説明は割愛させていただきます。

それから12ページ目につきましては、関連事業というところで、生野区南部地区整備事業の整備、進捗状況を、参考にお示ししております。先ほど申し上げました通り、豊里矢田線につきましてはこの生野区南部地区整備事業のエリアの中で、外周道路を形成する道路であり、防災骨格を担う路線に位置付けられておりまして、災害時の救急、消防活動、あるいは避難路として重要な路線

でございます。

続きまして、13 ページ目につきましては、事業の概要というところでお示しております。左側に事業開始時点、それから右側に今回の評価時点ということで、令和4年9月時点での数字を記載させていただいております。

この中で①番の経過及び完了予定というところがございますが、事業開始時点との変更がございます。

事業開始時点での完了予定というのが、もともと令和6年度に設定をさせていただいておりましたが、今回の再評価を受けるに当たりまして、見直しを行ってございます。事業完了予定年度につきましては令和9年度の3年間の延伸をしております。

また、事業費につきましては、③番の全体事業費でございますが、当初は21億4,000万円というところでしたが、現在見直しによりまして、25億3,000万円となっております。

事業期間につきましては、14 ページ目にスケジュールということで、用地取得、埋設工事、道路工事に分けまして、それぞれ点線は事業開始当初の見通し、それから実線が今回の再評価時点の計画ということでございます。

用地取得につきましては、3年間の延伸をさせていただいてございます。それに伴いまして、埋設工事等、道路工事につきましても、後ろ倒しになりまして、完成が令和9年度となっております。

15 ページ目につきましては、それぞれの事業期間延伸及び事業費増額の変更の内容を解説させていただいてございます。

事業期間の延伸につきましては、用地取得の遅れ、具体的に申しますと、当初、事業開始時点から、用地取得に当たりまして、用地の測量を行っておりました。

その測量が、約1年遅れていたということと、それから用地交渉を進めるにあたりまして、一部の権利者との協議に時間を擁しておりましたので用地取得完了予定年度を令和4年度から令和7年度末とさせていただいてございますので、3年間延伸をさせていただいたというところがございます。

それから事業費の増額につきましては、現計画21億4,000万円から増額を見込んで3億9,000万円を加えまして、事業費を25億3,000万円とさせていただいております。

内訳で言いますと、それぞれ用地費、補償費、工事費を挙げておりますが、用地費につきましては、これまでの実績から試算しますと、元々の見込みよりも高くなってございますので、用地費の増額ということで、1億5,000万円を見込んでございます。それから補償費につきましても同様に、これまでの買収実績を見ますと、補償費も高めに推移しているところでございますので、移転補償費につきましても、2億1,000万円の増額とさせていただいております。

工事費につきましては、まだ工事を行っておりませんが、令和4年の時点での積算を行いますと、人件費、材料費等の高騰によりまして、単価が上昇しているということから、約3,000万円の工事費の増額とさせていただきまして、事業費が合計3億9,000万円の増額とさせていただいております。

また事業の概況の進捗でございますが、16 ページ目に、図で進捗状況をお示しさせていただいております。この下の図にありますように、黒塗りがすでに入収させていただいている箇所、斜線で示しておりますのが、これから買収させていただくところでございます。用地の取得率としましては面積ベースで約19%。事業費ベースですと、約20%の進捗になってございます。

17 ページ目には今後の見通しということで、事業費ペースでございますが、それぞれ、事業完了年度に向けての予定ということで、グラフ化したものでございます。こういった推移で進めていき

たいということでございます。

続きまして、事業の必要性の視点で、18 ページ目でございます。まず事業を取り巻く社会情勢等の変化でございますけれども、先ほど申し上げた通り、今回の当該区間の整備の必要性ということでまとめさせていただいております。

1 点目が、東部エリアにおける南北方向の道路ネットワークの形成によりまして、新大阪、或いは大阪城・森ノ宮周辺等へのアクセスの向上を図ることから、当該区間の重要性、必要性は高いものであると考えております。

また、当該地区につきましては、生野区南部地区におけます、老朽住宅の密集エリアでございますので、公園等のオープンスペースとともに、この当該区間につきましては、この地区の外周道路であり、防災骨格路線ですので、その必要性は高いとさせていただいております。

19 ページ目に事業の必要性の視点ということで定量的効果及び定性的効果をお示ししております。

19 ページ目及び 20 ページ目には、今回、費用便益分析を行ってございますので、その結果をお示ししてございます。分析結果につきましては、中ほどに、費用便益比 B/C でお示ししておりますが、結果は 2.49 ということで、算定をさせていただいております。

20 ページ目には、便益の算定の詳細をお示ししております。こちらの計算の前提でございますが、交通量推計を令和 12 年度に設定し、供用年の令和 10 年度時点での交通量を推計しております。交通量の推計方法としましては、平成 22 年度のセンサベースの OD に基づく予測値を用いてございます。その際に、整備予定の将来の都市計画道路のネットワークを道路網として設定して算出を行ってございます。

以上、本事業の定量的な分析を含めて当該路線の整備というのは、必要不可欠であるということで、事業の必要性の評価としては、A~C ということで、投資効果があり、社会情勢の変化に対しても適合していると評価をさせていただいております。それが 21 ページ目にまとめさせていただいております。

次に事業の実現見通しの視点ということでございます。まず事業内容の変更につきましては、先ほど申し上げました通り、事業期間延伸でありますとか、事業費の増額というところでございます。

事業費の増額に対しましては、今後、詳細設計時におきまして、コスト削減の検討も進めながら、できる限りのコスト削減を図っていくものと考えてございます。

22 ページ目には、まとめということで、事業の実現性の視点ということでございます。当該区間の買収件数は、61 件でございます。現在全地権者に事業協力の要請を行っているところでございますが、令和 3 年度までの実績としましては、9 件の買収が完了しているところでございます。また引き続き、事業協力をいただけるところについては、精力的に買収をして参りたいと思っております。ただ一部地権者において、協議に時間を要しているところもございます。そういった地権者につきましては、粘り強く交渉いたしまして、用地確保は令和 7 年度を目標にしておりますので、進めて参りたいと思っております。

事業費につきましては、事業開始時から補助事業として採択されており、この当該区間につきましては、密集エリアというところで、国の密集住宅市街地の補助をいただいているところでございます。現在まで、内示も 100%いただいておりますので、継続した財源確保が見込まれると考えてございますので、事業の実現性の見通しの評価としては、A とさせていただいております。

続いて、事業の優先度の視点でございます。重点化の考え方につきましては、この当該区間も含めて、都市計画道路整備プログラムを策定しながら、重点的に整備を進める路線ということで、整備を行っております。

当該区間につきましては、令和8年度から12年度末までに完成させる路線という位置付けを行っているところでございます。

また、地域防災計画におきましても、避難路の指定を行っていることと、加えて密集住宅市街地の住宅整備プログラムにおきましても、防災骨格を形成する重要な路線と位置付けられておりますので、こちらも令和12年度末までに完成を目指すこととなっております。

ですので、事業の優先度につきましても、Aにさせていただきます。

最後に対応方針でございます。以上をふまえて、本路線につきましても必要性を申し上げますと、路線としては、南北方向の骨格軸として、広域的な道路ネットワークを形成する重要な路線であるということ、防災の視点から、都市防災上の骨格道路の位置付けもありまして、地域の防災性の向上を目指して、現道の拡幅、特に歩行者空間拡幅により、歩行者等の安全を確保するということができると考えておりますので、当該区間の整備の優先度も高いということ。

加えて、事業費につきましても、継続的な財源の確保が見込まれると考えておりますので、「事業継続A」にさせていただきます。今後の取り組み方針としまして引き続き、令和9年度末までの事業完了を目指し、重点的に実施して参りたいというふうに考えてございます。説明は以上でございます。

○座長（北詰委員）

はい。どうもありがとうございます。委員の皆様からのご質問等お受けします。

では私からお聞きします。3年延びたことによって用地費と補償費が少し上がると。これは例えば用地費の場合、実績に基づいて、㎡単価が上がったということでしょうか。

○所管局（建設局道路河川部 橋田街路課長）

もともと当初認可の時点では、路線価を基に設定しておりましたが、用地買収する時は実勢価格で取引しますので、その実勢価格を見ますと、路線価よりは高くなっているというところでございますのでそれを反映させていただいたということでございます。

○座長（北詰委員）

当初に用地買収に応じた方と、何年か経ってから買収に応じた方で、差はないですね。

○所管局（建設局道路河川部 橋田街路課長）

時間経過に伴う地価の変化などによる用地費の増減というところで差が出てくる可能性はあります。

○座長（北詰委員）

つまり、合理的な差はあるけれど、その前後で応じたことによる差はないということですね。

○所管局（建設局道路河川部 橋田街路課長）

そうでございます。

○座長（北詰委員）

同様に補償費も同じですか。

○所管局（建設局道路河川部 橋田街路課長）

そうでございます。補償基準に基づいて算出しておりますので、そこに差異はないと考えております。

○座長（北詰委員）

わかりました。他いかがでしょう。綴木委員どうぞ。

○委員（綴木委員）

用地買収についてですが、3年の延長で大丈夫でしょうか。

○所管局（建設局道路河川部 橋田街路課長）

用地買収の進捗が気になるかと思えます。

現在のところ買収完了したのが9件でございます。また、今年度の途中で言いますと買収実績は上がっております。

今後の見通しとしては、年間10数件の買収を目指して、努力して参りたいと思っております。

○委員（綴木委員）

わかりました。ありがとうございます。

○座長（北詰委員）

熱心に、さらに粘り強く交渉というあたりも、いろいろ工夫をされながら、進捗率が上がるように努力していただければいいかと思っております。ほかよろしいでしょうか。

あと工事費についても、今は時間が経てば経つほど上がりそうだなという気配ですので、ぜひ、そういったところも、考えていただいて、4.9億円が5.2億円になったというのは全体としてはいいと思っておりますが、ぜひご考慮頂ければと思います。それでは、少し審議時間が短かったですけれども、ご説明いただいたところが妥当だと考えまして、事業部局からのご提案は「事業継続A」ということで、有識者会議としてもこれが妥当ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

補足ですが、北野委員からもご質問はありませんでした。以上です。ありがとうございました。

内容（4）事業再評価対象外事業について

○座長（北詰委員）

それでは、内容4に参ります。事業再評価対象外事業ということですがこれについて事務局からご説明をお願いします。

○事務局（市政改革室 吉田大規模事業リスク担当課長）

それでは、今日は港湾局も同席させていただいておりますが、報告案件ということでご説明は事務局の方からさせていただきます。

まず、この事業再評価対象外事業についての報告とは何かということですが、事業再評価は要綱に基づきまして事業継続の妥当性をご審議いただく場所でございます。というところで、事業の進捗率が8割を超えているところは、もう残事業ということで事業継続の妥当性をご議論いただくことの意義が薄くございますので、事業費進捗率ベースで8割を超える事業につきましては、要項で事業再評価の対象外事業とさせていただきます。

そういう意味で、本来は再評価の対象外になった事業一覧を報告する場ではございますが、今回特殊な経緯で、再評価の対象外となりましたので、その経緯を簡単にご報告させていただきたいというところでございます。

お手元の資料5、此花西部臨港緑地整備事業の説明資料をご覧ください。

事業の場所が2ページ目、安治川の下流、此花区のJR桜島線ユニバーサルシティ駅から桜島駅の間、安治川沿いの場所でございます。この地図で空白になっているところはUSJがあるところでございます。この此花西部臨港緑地市整備事業につきましては、その下に事業目的がございまして、USJを核とするこの地区におきまして、高い景観の創出、来訪者の憩いの場の創出、パブリックアクセスとして、緑豊かな拠点整備、親水空間へのパブリックアクセスというようなことを目的としまして、あわせてオープンスペースを確保することにより、防災緑地としての機能を目的とする事業でございます。

1ページめくっていただきまして4ページ目、事業内容と事業の進捗状況でございます。

図の右側、赤色で囲っているところが、供用中の地区でございます。その西側川べりの黄色いところと、緑のところは未供用区域になっております。

今回、この黄色の部分を、もともと大阪市が直営で整備する予定のところを、民間事業者による整備予定箇所に変更しましたので、そのご報告でございます。

5 ページのところは前回再評価が平成 23 年にやっております、この時、臨港緑地の下の基盤となります河川の護岸で、地盤変状が確認されたということで、事業を一旦休止しておりましたが、今回その護岸の安全性が確認されたことから、事業再開が可能となっております。

事業再開可能になったんですけれども、その再開にあたっての整備手法としまして、別途、参考資料としまして、「此花西部臨港緑地エリア水辺にぎわいづくり構想について」という資料であります、この 4 ページを見ていただきましたら、左側の方の先ほど申した供用部につきましては、ユニバーサルシティポートやウォーターフロントを親水空間としまして護岸や水面に降りていくような階段等の整備が行われているところでございますが、③～⑤のところでは言いますと、まだ未供用部分の整備が終わっていないところでございます。

この区間につきましては、この大阪府の資料で 13 ページを見ていただきますと、安治川を管理する河川管理者である大阪府と、臨港地域を管理します大阪市との上部に、水辺の遊歩道空間の創出と舟運ネットワークを形成するよう、民間事業者の参入を図りまして、この民間事業者に 13 ページ左上の丸、一番上にごございます臨港緑地施設の上物の施設整備等をあわせて民間事業者へ整備していただきまして、結果、その 13 ページの右下に書いてある港湾管理者のところを見ていただきますと、民間事業者により整備された臨港緑地施設等の寄付を受けまして、その整備費用が削減されるというようなことになっております。

1 枚めくっていただきまして 14 ページ目に詳細な事業スキームの案を載せております。これは此花西部臨港緑地水辺にぎわい協議会で議論されて、事業スキームの案を整理しております、右側の事業者、上部空間を実際に利用する事業者を、今年度公募しまして、そこに上物整備を行っていただくということでございます。

飛ばしましてその最終的な利用イメージとしまして、22 ページ。配置の事例ということで、この臨港緑地に、平行する地域はホテルが立ち並ぶ地域でございますが、そのホテルと、船着き場の整備が予定されている水辺との間に、眺望のよい多目的広場や、キッチンカー、或いは遊歩道等が整備される、このような案にはなっていますけれども、こういった空間が整備されていくことになり結果的にオープンスペースとしての防災機能も確保される予定となっております。

これにより、もともと大阪市が直接整備するところが民間整備にかわりまして、この事業再評価への影響でございますが、元の資料の方に戻っていただきまして、5 ページ目、前回再評価時点で 23 年度には全体事業費が約 21 億円としていたところが、民間事業者が整備し寄付を受けるということで全体事業費が約 2 億減りまして、19 億円になります。

現在の進捗率が既投資額 16 億円ということで、進捗率が 76%から 84%と、事業のやり方が変わったということで、事業進捗率が増えまして、結果的に今回から事業再評価の対象外事業になりますということになりました。少し特殊な案件ですので、今回ご報告させていただいた次第でございます。

○座長（北詰委員）

どうもありがとうございました。報告という形ですが、分母が変わったので 80%を超えるという、なんかちょっと変なことになっておりますが、改めてこういうのはご報告いただくというのがいいかなと思います。

よろしゅうございますかね。はい。じゃあ、この辺については報告いただいたということでございます。なお同様に北野委員からもご意見はございませんでした。

内容（5）継続中事業の進捗状況について

○座長（北詰委員）

最後、内容（5）継続中事業の進捗状況について、事務局の方からよろしくをお願いします。

○事務局（市政改革室 吉田大規模事業リスク担当課長）

それではお手元資料6をご覧ください。

この継続中事業の進捗状況につきまして、事業再評価は5年ごとでございまして、その中間年に当たります2～4年目の進捗率を各事業部局で自主的に管理していただくものでございます。

これを報告させていただき意義としましては、中間年に関しまして、事業進捗が事業部局できちんと管理されているということの確認でございます。

そのやり方としまして、以前ですね、事業費進捗率が計画通り進んでいるかどうかというので2段階で評価していたんですけども、昨年度は「事業費進捗率が計画どおりでないが現場は進んでいる」というのを別に評価をしまして3段階の評価だったのですが、その逆のパターンの「事業費はかさんでいるけれども、現場は進んでない」という事例がございまして、今年からですね、「事業費進捗率は上がっているが、事業内容は計画通り進捗していない」というパターンを含めて2×2の4段階で自己評価をしております。

というのが今回のご報告の特色でございます。駆け足になりますが本件につきましては以上ということできさせていただきたいと思っております。

○座長（北詰委員）

この自己評価結果について基準が変わっていますというご報告でしたが、何かご質問ありましたらどうぞ。よろしいですか。

事業費と事業内容の進捗はそれぞれ違って、事業内容が進んでいることが我々の関心内容ではなかったということですが、ただ、事業費の進捗率が進んでいるのに、事業内容が進んでないというの見逃さないようにしなきゃいけないということですね。それに気をつけておれば我々有識者会議としてはいいのかなど。もちろん事業費がかさむのも大変なんだけど。先生方よろしいでしょうか。清水委員どうぞ。

○委員（清水委員）

すいません、1点だけ聞かせてください。今の4段階評価なんですけど、今座長がおっしゃった通り、事業費はかさんでいるんだけど、事業内容があまり進捗していないというのはこの「①(ii)」だと、理解していいでしょうか。

この「②(ii)」ですね、これが事業費、事業内容ともに計画通り進捗していなくて、今後注視すべき事業だという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（市政改革室 吉田大規模事業リスク担当課長）

1点目については、その通りでございます。

また、「②(ii)」が、事業費進捗率、事業内容とも計画通り進捗していないということで、これが11事業ございまして、こちらについての管理は当然、十分にやっていかなければならない、そのスクリーニングのための、再評価の途中年の自己評価ということできさせていただいております。

○座長（北詰委員）

よろしいですか。「②(ii)」と「①(ii)」は、気をつけなきゃいけないということだと思います。お金も大変大切だけれど、それは定量的な部分なので見逃さない一方で、定性的にも判断しなきゃいけないところもスクリーニングできるようにしましょうということですね。

それでは本日本日予定しておりました内容は以上でございます。どうもありがとうございました。事務局より今後の予定について連絡をお願いいたします。

閉 会

○事務局（市政改革室 吉田大規模事業リスク担当課長）

それでは、長時間のご議論まことにありがとうございました。本日予定しておりました内容については以上でございます。

連絡事項でございますが、次回の有識者会議の予定としましては、11月18日に淀川左岸線2期事業の現地視察を予定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、議事要旨、今日、本日もご議論いただいた内容につきましては議事要旨としてまとめまして、ホームページに公開させていただきますのでそちらご確認つきまして、またご協力お願い申し上げたいと思っております。事務局からの連絡事項につきましては以上でございます。

それでは令和4年度第1回建設事業評価有識者会議を終了します。本日はどうもありがとうございました。